

諮問日：令和元年10月4日（令和元年度（最情）諮問第46号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（最情）答申第16号）

件名：司法修習生考試事務業務委託に係る契約書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「72期司法修習生考試事務業務委託に関する契約書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和元年7月9日付け契約書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書と同趣旨の過去の司法行政文書（65期から71期までの分）についていえば、その大部分がインターネットで公表されていることからすれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分のうち、考試の実施期間又は当該期間が推測される期間（契約書第1条及び仕様書第2の履行期間等）並びに考試当日の配布物に関する情報（仕様書第9の秘密保持等）及び考試会場（仕様書第10のその他）が記載されている部分については、これらの情報が司法修習生に正式に通知されていない段階で公になると、司法修習生に無用な憶測や不公平感を与えることにな

り、 考 試 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る （ 行 政 機 関 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 法 律 （ 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 5 条 6 号 柱 書 ）。

- 2 本 件 不 開 示 部 分 の う ち ， 受 注 者 が 行 う 準 備 の 詳 細 や 試 験 当 日 に 行 う 事 務 の 詳 細 に 関 す る 情 報 （ 仕 様 書 別 紙 第 1 「 仕 様 書 第 3 の 業 務 範 囲 に つ い て 」 ） に つ い て は ， こ れ ら の 情 報 が 考 試 実 施 前 に 公 に さ れ た 場 合 ， 考 試 当 日 に 考 試 事 務 担 当 者 が ど の よ う な 行 動 を と る か が 明 ら か と な り ， 考 試 の 妨 害 行 為 や 不 正 行 為 を も く ろ む 者 が 考 試 事 務 担 当 者 の 行 動 を 踏 ま え た 計 画 を 立 て る な ど ， こ れ ら の 行 為 を 容 易 に す る お そ れ が あ る （ 法 5 条 6 号 イ ） 。 ま た ， 受 注 者 が 業 務 範 囲 外 の こ と を 行 っ た 場 合 に ， 契 約 書 記 載 の 業 務 と 齟 齬 が あ る な ど と い う 指 摘 が 多 発 し て ， 考 試 事 務 担 当 者 が そ の 対 応 に 追 わ れ る な ど ， 考 試 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る （ 法 5 条 6 号 柱 書 ）。
- 3 本 件 不 開 示 部 分 の そ の 他 の 部 分 に つ い て は ， こ れ ら の 情 報 が 考 試 実 施 前 に 公 に な る と ， 考 試 の 妨 害 行 為 や 不 正 行 為 を も く ろ む 者 が こ れ ら の 情 報 を 基 に 計 画 を 立 て る な ど し ， こ れ ら の 行 為 を 容 易 に す る お そ れ が あ る （ 法 5 条 6 号 イ ）。
- 4 法 人 の 印 影 に つ い て は ， 当 該 書 類 が 真 正 に 作 成 さ れ た こ と を 示 す 認 証 的 な 機 能 を 有 す る も の で あ り ， こ れ を そ の ま ま 公 に す る と ， 偽 造 悪 用 さ れ ， 当 該 法 人 の 権 利 ， 競 争 上 の 地 位 そ の 他 正 当 な 利 益 を 害 す る お そ れ が あ る （ 法 5 条 2 号 イ ）。

## 第 5 調 査 審 議 の 経 過

当 委 員 会 は ， 本 件 諮 問 に つ い て ， 以 下 の と お り 調 査 審 議 を 行 っ た 。

- ① 令 和 元 年 1 0 月 4 日 諮 問 の 受 理
- ② 同 日 最 高 裁 判 所 事 務 総 長 か ら 理 由 説 明 書 を 収 受
- ③ 令 和 2 年 8 月 2 1 日 本 件 対 象 文 書 の 見 分 及 び 審 議
- ④ 同 年 9 月 1 8 日 審 議

## 第 6 委 員 会 の 判 断 の 理 由

- 1 見 分 の 結 果 に よ れ ば ， 本 件 対 象 文 書 は 第 7 2 期 司 法 修 習 生 考 試 事 務 業 務 委 託

に関する契約書であり，本件不開示部分には，①受注者である特定法人の印影のほか，②考試の実施期間又はこれが推測される業務の履行期間，考試当日の配布物及び考試会場に関する情報並びに③受注者が行う準備の詳細や考試当日に行う事務の詳細，その他考試の実施体制等に関する情報が記載されていることが認められる。

本件不開示部分のうち，①特定法人の印影は，本件対象文書が当該法人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり，これが公にされた場合には，当該法人の印影が偽造悪用されるなどして，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（法5条2号イ）。

また，②考試の実施期間又はこれが推測される業務の履行期間，考試当日の配布物及び考試会場に関する情報について，原判断時において当該考試は未だ実施されていなかったことを踏まえて検討すれば，これらの情報が司法修習生に正式に通知されていない段階で公になると，司法修習生に無用な憶測や不公平感を与えることになり，考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号柱書）という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

さらに，③受注者が行う準備の詳細や考試当日に行う事務の詳細，その他考試の実施体制等に関する情報について，その記載内容を踏まえれば，これらの情報が考試実施前に公になった場合には，考試当日に考試事務担当者がどのような行動をとるかなどが事前に明らかとなることから，考試の妨害行為や不正行為をもくろむ者が考試事務担当者の行動を踏まえた計画を立てるなど，違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると認められる（法5条6号イ）。加えて，受注者が考試当日に行う事務の詳細に関する情報については，本件対象文書に定められた受注者の考試当日の業務範囲が明らかにされた場合には，受注者が業務範囲外のことを行ったときに契約書記載の業務と齟齬があるなどと

いう指摘が多発し、考試事務担当者がその対応に追われるなどの事態を招き、  
考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが推察され（法5条6  
号柱書）、このことをいう最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条2号イ並びに6号柱書及び同号イに  
規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条2号イ並びに6  
号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当で  
あると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子